

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四万十市長 中平 正宏

市町村名 (市町村コード)	四万十市（西土佐） (39210)
地域名 (地域内農業集落名)	津大地区① (中半・岩間（茅生）・橘・津野川・藤ノ川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月5日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】 ・中山間地域に位置し、小規模な田畑が点在しており、一部の地域では基盤整備が完了している。 ・3つの集落営農組織を含め11の中心的担い手が存在し、集落組織による作業受委託等により一定農地の集積が出来ている。 ・個々の経営体も今のところ経営が成立している。 ・水稻や高収益作物(米ナス等)や果樹(ユズ・栗)を栽培している。 ・地域ブランドの畜産「肉用牛」の振興に力を入れている。 ・中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払い交付金を活用し、農地の維持が出来ている。 ・鳥獣防護柵等の設置もおおむね完了している。 【地域の課題】 ・急勾配で耕作しづらい立地条件にある。 ・鳥獣防護柵等の老朽化が進み、所々で被害がでてきており、サルの被害が大きく柵のみでは防護できない。 ・集落の高齢化や担い手不足が課題である。 ・高齢化率は高く、5～10年後には地域内の人口が減少する見込み。 ・担い手となる後継者が農地面積と比べると少数しかいない。 ・高収益作物(米ナス、露地野菜)を作っている個人農家では、農地の受け手として現状以上の規模拡大(農地集積)は困難な経営体も多い。 ・集落営農組織ではオペレーターや作業の人役が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域的な取組について検討していく。 ・水稻については、田の立地条件や生産性に応じ主食用米と飼料用米を栽培する。 ・狭小地や不整形等条件の圃場については、収益性が高く収穫期の重ならない果樹(ユズ・栗)等の効率的な生産に取り組む。 ・既存ブランドである「四万十牛」を活用し、増産や特産加工に取り組む。 ・地域として(公財)四万十市西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・基盤整備ができていない農地は優先的に利用、管理する。 ・耕作継続が難しい場合は荒廃防止のための保全管理に取り組む。
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・3つの集落営農組織において、地域間の連携等により人材不足の課題を解消し、中心となって集積を担う。 ・担い手へ集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別する。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進し、農地をこうした担い手に集積する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・一層の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化や傾斜地の解消、用排水施設の整備等の農地整備を検討する。 (藤ノ川、中半(柿の上))
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後は担い手が不足するため入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 ・地域として(公財)四万十市西土佐農業公社の研修生の受け入れを行い担い手の確保に取り組む。 ・集落営農組織を後継者のいない農地を管理する経営体として位置づける。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図る。 ・農作業受委託については地域内の集落営農組織を活用する。 ・(公財)四万十市西土佐農業公社と連携し農業機械のリースや受委託に取り組む。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①各地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む、特にサルについては、猟友会や高知県等関係機関と連携し、専用わなの設置やパトロールの強化を行う。

②すでに地域で活用されている畜産たい肥等の施用や、減農薬にも取り組んでいく。

③集落営農組織にて自動散布型のドローンや、自走型草刈機等を各種補助事業やモデル事業を導入して共同購入し、作業の効率化と負担軽減、作業安全性を向上させる。

⑤圃場の条件に合わせて、収益性が高く収穫期の重ならない果樹(ユズ・栗)等の効率的な生産に取り組む。

⑦老朽化した農道や水路は、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していく。

⑨市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生を抑止に努める。